

わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

44期(1990/平成2年)

リハビリ期間だった修習時代



会員 金澄 道子 (44期)

1 1990年4月に前期修習が始まりました。各クラス50人で10クラスでした。

自宅起案では、白表紙ごとに先輩から受け継いだ論点に直結した論文を読み、起案をし、教官の講評を聞くという、毎日が法曹になることに直結していることを実感できた日々でした。教官宅訪問では、各教官がご自分の人生観やご家庭の様子なども含めて、法曹としての生活・生き方を示してくださいました。そんな前期中、私は自分の適性に迷うことがあり、「山小屋のおばさんになれば良かった」とこぼしたところ、同期から「あなたのために1人不合格になっている人がいるんだから、がんばらなければならない」と諭されました。

勉強以外にも、毎日のように事務所訪問に行っていたため、ついには飲み過ぎでダウンし、医務室のお世話になりました。見学旅行では、解散後にクラスの仲間と日光白根山にテント泊で登る予定だったため、大きなリュックを担いで研修所に登庁して驚かれたり、午前中で講義が終わるときにはディズニーランドに繰り出し、園内至る所で背広を着た修習生と鉢合わせをして、笑ったものです。

2 1年4ヶ月の実務修習地は札幌でした。山があること、カニ・いくら・ウニが好物という理由で希望しましたが、まさに理想の街で、検察庁ですすめられた業者から29万円のボロ車を買って、毎週のように山に海に出かける素晴らしい生活でした。冬になると、車にスキーを積んで地裁に登庁し、退庁して30分後には滑り出すことができたので、一冬でスキーも大分上達しました。夏にはテントを持って道東を回り、知床

旅情の歌で有名な国後島が一望できる公園の水道で髪を洗ったことも、若かったからできたことです。

刑事弁護では、配属先の弁護士が被告人の生い立ちから遡って事件の背景・今後の更生の可能性を分析した素晴らしい弁論をし、いわゆる量刑基準より軽い判決になったことがありました。感動して同期に話したところ、「裁判官は検察官の求刑に則った判決をすればよいのだ。人によって量刑が異なるようでは公平性に欠ける」と言われ、「それでは裁判官の意味がない」と主張する私と口論になったことがありました。各自が自分の描く法曹の理想像をもっており、1人1人がその理想に近づけたのか、この原稿を書きながら考えています。

3 後期は起案に明け暮れていましたが、弁護士志望者は比較的のんびりしており、いわゆる2回試験前の休みにはスキーに出かける人も多く、新宿駅では何人もの同期を見かけました。そして、試験が終わると、ここぞとばかり海外旅行に出かけていきました。私は母とバックパッカーでイタリアに行きましたが、ベネチアの駅・フィレンツェのウフィツィ美術館の列・ミラノのB&B(小規模宿泊施設)と、さまざまな場所で同期と会いました。

4 遊んでばかりの修習期間のようですが、暗かった受験時代から人間を相手にする法曹となる橋渡しとしてのリハビリ期間だったと思います。そんな私達を、将来の法曹の仲間として尊重し、丁寧に育ててくださった教官・実務修習先の先輩方の熱意を思い出すと、今でも感謝の気持ちでいっぱいになります。